

答申にあたって

（審議の経過）

三重県文化審議会（以下「審議会」という。）は、平成 25 年 7 月に、知事から、県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくため、県の文化行政はどうあるべきかを検討し、新たな文化振興施策の道筋を示すよう諮問を受けました。

諮問理由で述べられたように、今、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、私たちの生活をより便利に、また、より豊かにする面もありますが、一方で、文化の画一化が進み、地域文化の独自性が失われるおそれも指摘されています。

私たちのふるさとみえの「ええとこ、ええもの」が、そのような状況においても埋もれることなく、輝き続けるためには何が必要なのか。

そして、県民の皆さんが、将来にわたってこのふるさとみえで心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくため、県はどのような取組を行うべきなのか。

これらの重要でありながら、容易には解決策が見出しがたい課題について、文化行政の視点から新たな考え方を整理することが、本審議会に与えられた使命であったと認識しています。

また、本年 4 月には、三重県総合博物館（MieMu：みえむ）が開館しました。

県では、これを機に県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を文化交流ゾーンと捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人を訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することをめざしています。このため、第 1 回審議会において、当審議会に文化交流ゾーン検討部会（以下「検討部会」という。）を設け、文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方を調査・審議することとしました。

以上の事項について、昨年 7 月以降、審議会を 4 回、検討部会を 3 回にわたって開催し、各委員が真摯に、かつ精力的に議論した結果、ここに一定の成果を得ることができたと考えています。

以下に、このたび取りまとめた「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の特徴を簡単に記します。

（「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の特徴）

まず、文化振興は「文化」のためだけのものではなく、あらゆる施策にインパクトを与え、社会や経済の発展をもたらすものであるという認識のもと、施策の対象範囲を、文化芸術の振興だけではなく、生涯学習や産業、観光の振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえることとしました。

そして、基本目標を

- (1) 文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- (2) 郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- (3) 多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

の3つに整理するとともに、当該基本目標を実現するための施策の方向性を

【方向性1】人材の育成

【方向性2】歴史的資産等の継承・活用

【方向性3】新たな価値の創出

【方向性4】情報の受発信

【方向性5】文化の拠点機能の強化

の5つとしました。

また、県の厳しい財政状況もふまえ、特に重点的に実施すべき施策を位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいく必要があるとの認識から、当面、「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」を重点施策とすることを提案しています。

なお、検討部会における調査・審議の結果は、別途「文化交流ゾーン検討部会報告書」として取りまとめ、巻末に参考資料として添付しています。同報告書では、文化交流ゾーンを構成する施設のめざす姿等や運営手法のあり方について整理しましたので、県においては、それらをふまえ、市町をはじめとする関係者の意見も聴取しながら、さらに議論を深め、県民の皆さんにとって最も望ましい結論を得ることを期待します。

以上、本審議会は、県において、次頁以降のとおり「新しいみえの文化振興方針(仮称)」を策定されるよう答申します。

I はじめに

私たち日本人は、古くから天地万物に神が宿るという精神世界に暮らしており、自然と調和して生きることを重視してきました。

みえにはそのような日本の精神文化の源流とも言える2つの聖域―伊勢と熊野（紀伊山地）―があります。この伊勢と熊野を有することが本県のオリジナリティであり、アイデンティティの源泉でもあると思います。

情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、今、文化は多様化と画一化の狭間にあります。価値観の多様化や、少子高齢化等の影響による担い手の不足により、地域に根ざした生活文化をはじめ独自の文化の継承が危ぶまれています。

しかし、さまざまな環境の変化の中にあっても、私たち一人ひとりが拠って立つべき所はふるさとみえであり、その多様性に富んだ文化です。10年後、20年後も三重県民として誇り高く生きていくために、私たちは、今、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要があるのではないのでしょうか。

このような中で、県には、県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくため、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、感覚を研ぎ澄まし、心を込めて文化政策を推進していくことが求められます。

II 方針策定の主旨等

1 方針の策定主旨

「三重の文化振興方針」（以下「現行方針」）策定（平成20(2008)年3月）後の社会情勢等の変化や県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、今後、より良い文化コンテンツを継続して効率的・効果的に県民の皆さんに提供し、ふるさとみえに対する誇りや愛着を一層感じられるようにするため、10年先を見据えたみえの文化振興に係る新たな方針を策定する必要があります。

(1) 文化を取り巻く環境

情報通信手段の急速な進歩と爆発的な普及により、誰でも、瞬時に、そしてより手軽に、国境を越えた世界との交流が可能となりました。

また、情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつあります。私たちが入手できる文化に関する情報は多様化していますが、一方で、文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により担い手が不足し、地域文化の独自性が失われるおそれがあります。

そのような中で、文化には、個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割や、人びとの感性や創造力を高め、心の豊かさを育むエネルギー

一源としての役割が期待されるとともに、人に生きがいや心身両面の健康をもたらすなど、高齢化等今日の社会的な課題への対応にも寄与することが期待されています。

さらに、文化は人びとを引き付ける魅力や社会に与える影響力を持つとともに、経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉となっており、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤にもなると考えられています。

(2) 社会情勢の変化

①国の文化政策の動向

平成 23 (2011) 年 2 月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 3 次基本方針)」により 6 つの重点戦略が打ち出されました。

また、平成 24 (2012) 年 6 月に公布・施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」により劇場、音楽堂等の意義や役割が位置づけられました。

なお、同法に基づき策定された指針(「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」(平成 25 年文部科学省告示第 60 号))において、劇場、音楽堂等の設置者又は運営者には、実演芸術団体や大学等と連携・協力し、研修その他の機会を設けることにより、事業を行うために必要な専門的能力を有する人材を養成することが求められています。

さらに、平成 25 (2013) 年 5 月に文部科学大臣の私的懇話会として設置された「文化芸術立国の実現のための懇話会」において「文化芸術立国中期プラン」が議論され、平成 26 (2014) 年 3 月に策定・公表されました。

同プランにおいては、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 (2020) 年を目標年次に、日本各地の文化力の基盤を計画的に強化することで、世界に尊敬され、愛される「文化の国」をめざすため、「人をつくる」、「地域を元気にする」、「世界の文化交流のハブとなる」の 3 つを柱にさまざまな施策を推進することとしています。

本県においても、このような国の動向をふまえて文化振興施策を検討していく必要があります。

②経済情勢の変化

世界経済は、平成 20 (2008) 年 9 月のリーマン・ショック等を経て、世界的な景気後退に陥りましたが、平成 21 (2009) 年春には底打ちし、全体として緩やかな回復傾向をたどりしました。

しかし、平成 23 (2011) 年に入り、欧州債務問題の深刻化、米国の景気回復の陰り等により、世界経済は再び減速しました。

平成24（2012）年に入ると急激な景気後退の懸念はいったん緩和したものの、依然として各国の政策措置に支えられた、不安定さを抱えた状態が続きました。しかし、新興国も含め世界的な金融緩和や各種の政策対応がとられてきた結果、平成25（2013）年初め頃からアメリカをはじめ一部に底堅さもみられるようになっていきます。

一方、日本経済は、平成21（2009）年第1四半期が景気の谷となり、その後は東日本大震災による一時的な落ち込みを除けば、平成24（2012）年半ばまで緩やかな上向きの動きを維持しましたが、同年半以降、世界経済の減速等を背景に、景気は弱い動きとなりました。

しかし、平成24（2012）年秋以降、新しい政権の経済政策への期待などから円安・株高が進み、また、現政権発足後は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」に一体的に取り組むとの方針の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」や日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入などが行われました。

このような中、平成25（2013）年1－3月期には実質GDPがリーマン・ショック前の平成20（2008）年7－9月期の水準を回復するなど、景気は持ち直しに転じています。

③東日本大震災の発生

東日本大震災からの復旧・復興の過程において、文化芸術が心の安らぎや勇気を与え、復興への歩みを進める人びとの心の支えとなることが再確認されました。

また、震災により地域全体が壊滅的な被害を受けた中で、人びとが地域に根ざした伝統的な行事や民俗芸能をいち早く復活させたことが、自律的な復興の力になったという事例もあります。

このように、東日本大震災を機に改めて文化の果たす役割、意義への期待が高まっています。

(3) 県の文化行政を取り巻く環境の変化

①みえ県民力ビジョンの策定（「文化」が幸福実感に果たす役割）

一人ひとりの価値観や考え方により、それぞれが求める幸福の形や内容はさまざまですが、幸福とは、身近な人や社会とのつながりの中で、自分の存在が認められることによって実感できるものと思われます。

そして、文化そのものや文化活動は、自らのアイデンティティの認識や相互理解の促進、共感の醸成を通じて、人びとの幸福実感を高めるものと考えられます。

県民の皆さんの幸福実感を高めるため、県の文化行政には、どのような

ことができるのか、今、改めて意義が問われています。

②県の財政状況

県の財政状況は、県債残高が年々増加する中、県税収入に多くを期待できず、また、義務的経費の増嵩が見込まれるなど、今後一層厳しくなることが予想されています。

「みえ県民力ビジョン・行動計画」の計画期間中の財政見通し（一般会計）では、要調整額（財源不足額）を 284 億円程度、また、平成 27(2015)年度末地方債残高を 1 兆 4 千億円弱と見込んでいます。

このような中で、みえの文化を守り伝えるとともに、新たな文化を創造し、一層発展させるため、必要な施策を十分に吟味しながら文化政策を推進していく必要があります。

③三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成

本県の自然と歴史・文化に関する資産の保全・継承、学びと交流を通じた人づくりへの貢献、地域への誇りと愛着の醸成や地域づくりへの貢献を使命とする三重県総合博物館が、平成 26(2014)年 4 月に開館しました。

今後、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざして、県民・利用者の皆さんとの「協創」と多様な主体との「連携」の 2 つの視点で、調査研究、収集保存および活用発信の諸活動に取り組んでいくことが求められます。

また、これを機に、三重県総合博物館や県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人を訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められています。

2 方針の対象範囲と期間

(1) 方針の対象範囲

文化振興は「文化」のためだけのものではなく、あらゆる施策にインパクトを与え、社会や経済の発展をもたらすものであるという認識のもと、芸術、文化財、伝統芸能など「文化芸術振興基本法」が対象としている範囲に加え、生涯学習振興、景観づくり、地域づくり、伝統工芸を含めた産業振興、観光振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえることが必要です。

(2) 方針の期間

平成 26 年度からおおむね 10 年（平成 35 年度まで）を対象期間とすることが適当です。

III みえの文化の特長

1 日本の精神文化の源流－伊勢と熊野

「伊勢へ七度（ななたび）、熊野へ三度（さんど）」という言葉があるように、伊勢と熊野は古くから信仰を集めてきました。

伊勢の地は伊勢湾に開け、古くから東国に向けた海上交通の要地であるとともに、大和の国の東に位置し、太陽信仰の聖地として、天照大神を祀るのに相応しい土地であると考えられたものと思われます。

伊勢神宮では、「常若（とこわか）」という言葉に象徴されるように 20 年に一度遷宮が行われますが、その営みは古からの知恵や技術、素材の伝承に支えられており、古材等は末社に至るまで再利用され、使い続けられています。

また、熊野の地は古くから神々の鎮まる特別な地域であり、「黄泉（よみ）の国」の入り口があると考えられていましたが、のちには山岳修行の霊場としても知られました。熊野詣には、一度黄泉の国にふれ、また生まれ変わって現世へ戻るという意味があったとされます。この地への旅路は難行苦行の連続であり、人びとはその果てに悟りと不思議な力を得ることができたと言われています。

いずれも伊勢や熊野の地であることに意味があったものと思われますが、古くから、「文化の力」で栄えてきた場所は中央から離れていることが多く、本県が中央から離れていることも独自性を発揮できる要因の一つであると考えられます。

2 交流による発展

日本列島のほぼ中央に位置する本県は、古くから都とのつながりが深く、また、東西の結節点として古代より都と東国を結ぶ重要な街道であった東海道をはじめ、伊勢街道、大和街道、熊野街道など数々の街道が整備されるとともに、当時安濃津と呼ばれていた津の港は日本三津に数えられるほど栄え、人・モノ・情報の交流が盛んな土地でした。

さらに、近世になると「おかげまいり」や「熊野詣」が庶民の間にも広がり、全国から多くの人びとが訪れ、ますます交流が盛んになりました。

このように、みえの文化と全国津々浦々の文化が交流し、地域の違いを超えて混ざり合い、本県の今日の文化を形成してきました。また、そのような歴史的・地理的な条件から、外部の人や文化を懐深く受け入れる寛容さや、おもてなしの精神が育まれてきました。

その背景には、祈祷の委託や参拝者の宿泊、案内を業とし、御札や伊勢暦（いせごよみ）、伊勢白粉（いせおしろい）などを持って全国を巡った伊勢神宮の御師（おんし）や、江戸店（えどだな）を支配人に任せ、茶や花・俳句・学問などの「あそび」をよくして、文化への支援や文化人との幅広い交流を行った三井や

川喜田等伊勢商人などの存在がありました。国学者の本居宣長は商家の出身であり、松坂にいて常に全国に情報発信し、また、宣長を慕い多くの文化人が松坂を訪れましたが、御師が宣長の学問の普及に貢献した例もあったと言われます。

このようなさまざま交流による知識や情報の集積が、本県の文化人のみならず、商人や豪農と呼ばれた人びとに豊かな知識や文化をもたらしていたと思われます。例えば、現在の鈴鹿市の出身でロシアに漂流した大黒屋光太夫は、若い頃には江戸に奉公に出て伊勢商人としても活動し、一介の商人に留まらない優れた才能と教養を身に付けていました。光太夫が帰国して伝えた見聞体験は、日本とロシアの交流のきっかけになるとともに、蘭学の発展に寄与し、江戸幕府にさまざまな影響を与えました。

3 地域に根ざした多様な文化

本県が東西の結節点に位置することや、南北に長く、多様な気候・風土を有することに加え、県内を縦横無尽に走る街道や東西を結ぶ海路を通じて盛んな交流が行われたことにより、街道や海岸線に沿ってさまざまなまちが分散して発展してきました。

現在の本県は旧の伊勢国、伊賀国、志摩国と紀伊国の一部からなっています。伊勢国は、伊勢湾に沿って日本有数の平野が開け、早くから農耕が行われるとともに、漁業・水運業も活発であり、また、神宮の鎮座地として常に中央と直結していました。伊賀国は、周囲を山地に囲まれた盆地で、東海道第一の国として早くから東大寺領荘園が設けられ、農業とともに林業が盛んでした。志摩国は、リアス式海岸を有し、古代から「御食つ国（みけつくに）」として、多くの海産物を朝廷や伊勢神宮に貢進してきました。そして、紀伊国は、峻険な山地に、温暖で多雨な気候から深い森林が広がり、林業が盛んであるとともに、聖地をめざして人びとが行き交いました。

このような豊かで多様性に富んだ自然環境や歴史を背景に、人びとは、無病息災や五穀豊穡を祈願する獅子舞やお神楽などそれぞれの集落に根ざした伝統的な行事や芸能、工芸、民芸、民話、食などの文化を今に守り伝えてきました。そして、それらは世代を超えて引き継がれ（タテ系）、地域社会の精神的な基盤（ヨコ系）となってきました。そのような個性豊かで多様な文化の土台のうえに、今日のみえの文化があります。

4 世界に誇るみえの文化

先にふれた伊勢神宮の式年遷宮の営みはまさに循環型システムであり、持続可能な社会のあり方が模索されている現代において、世界のモデルとなりうるものです。また、平成 26（2014）年に世界遺産登録 10 周年を迎える熊野古道は、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産であり、それぞれの

霊場を結ぶ参詣道が、紀伊山地の大自然やそこに暮らす人びとの生活とも結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

江戸時代に伊勢で生まれ、煙草入れなどの小物として参詣客の人気を集めた「擬革紙（ぎかくし）」は、明治時代にはヨーロッパへ輸出され、1900年のパリ万博では金賞を受賞するなど好評を博しました。

また、江戸時代に鈴鹿市白子地区を中心に独占的に生産・販売されていた「伊勢型紙」は、19世紀後半に万国博覧会などを契機に欧米に渡り、斬新なデザインとして受け入れられ、20世紀初頭にかけて活発化した美術・工芸改革運動に大きな影響を与えました。現在でも欧米の美術館・博物館には多数の型紙が所蔵されており、その影響力の大きさを物語っています。

以上のようなみえの文化の特長をふまえれば、これまでの本県発展を支え、また、これからも拠り所となるみえの文化の本質は次のとおりです。

「不易」と「流行」の文化

本県が生んだ俳聖松尾芭蕉が提起した俳諧の理念の一つに「不易流行」がありますが、古くから変えてはならないものを守り伝えるとともに、交流により外部の人や文化を柔軟に受け入れてきたみえの歴史そのものが「不易流行」を体現していると思われます。

知恵や技術が時代を超えて継承されること（循環）により「不易」（時代を超えた不変性）を生じ、人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと（交流）により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出し、「流行」（その時々に応じた変化）を得る。このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきたと考えられます。

そして、私たちが長年にわたり培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきました。

これからも、みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めています。

IV 施策の実施に係る留意点

今後、次の点に留意しながら文化振興施策を実施していくことが求められます。

1 環境変化への対応

情報通信手段の多様化や情報のグローバル化の進展により、文化を取り巻く環境は大きく変化していることから、常にその動きを注視することはもちろん

のこと、変化のもたらす負の部分にも目を配り、文化に期待される役割を意識しながら、その時々状況に応じて適切な施策を講じることが求められます。

2 長所の伸張

「日本の精神文化の源流とも言える伊勢と熊野を有すること」、「さまざまな交流によって文化が発展してきたこと」、「地域に根ざした多様な文化が育まれてきたこと」、「世界に誇るべきさまざまな文化があること」がみえの文化の特長であり、今後とも、これらを生かしてさらに県民の皆さんが誇りと愛着を感じ、幸福を実感できるようなみえを創っていくことが求められます。

3 課題の解決

現行方針の策定後、5つの基本方向に沿って取組を進めてきましたが、多くの成果が得られた一方で、残された課題もあります。文化振興は長期的な視点に立って推進すべきものであることをふまえ、現行方針のうち、踏襲すべき点は踏襲した上で、残された課題の解決に向けて取り組むことが求められます。

現行方針の主な成果と課題は次のとおりです。（詳細は参考資料3を参照）

① 方向1～広げる、高める～

（成果）県民が多様な文化にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供

（課題）多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することによる次世代の育成

② 方向2～守る、伝える～

（成果）国史跡斎宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習やまちづくり活動を支援

（課題）観光振興や地域の活性化につなげるための地域との連携

③ 方向3～つながる、発信する～

（成果）日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進

（課題）三重の多様な文化の魅力の効果的な発信

④ 方向4～創造する、生かす～

（成果）歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援

（課題）新たなみえの文化の創造、施設・文化団体だけではなく市町、学校等幅広い関係者との連携

⑤ 方向5～支える～

（成果）県立の各文化施設が拠点機能を発揮し、特色ある取組を展開

（課題）各施設の拠点機能の強化、施設間における連携の推進

4 県の役割とさまざまな主体との関係等

(県民の皆さんとの関係)

文化とは、最も広義で捉えれば、「人間と人間の生活にかかわる総体」を意味しており、対象とする範囲が広いことから、民間・行政、団体・個人を問わず、さまざまな主体が担いえます。また、県内各地には、さまざまな文化的な活動を行っている団体・個人や文化振興を支える組織があります。

文化の担い手は県民の皆さんです。県には、県民の皆さんが自らの意思で、主体的に文化にふれ親しんだり、文化を支えたりすることができるような環境の整備や風土づくりに取り組むことが求められます。

(市町との関係)

広域自治体としての県だけではなく、基礎自治体である市町においても、さまざまな文化振興施策が講じられています。

しかし、県・市町を通じて財政状況が厳しい中で、より効果的・効率的に文化振興を進めるためには、県と市町が適切に役割を分担し、それぞれがその役割をしっかりと果たすとともに、共通の課題に対しては連携して取り組んでいく必要があります。

県には、今後とも広域自治体として、専門性・広域性に基づく役割や、対象の規模や性質等をふまえた先導的な役割を果たしていくことが求められます。

(公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス)

文化を担う主体はさまざまですが、県は税金によって文化行政を行っていることをふまえば、他の主体が収益性や専門性などの理由から取り組むことが難しい課題や分野にも目を配り、必要な施策を講じていくことが求められます。

また、文化振興にあたっては、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝え、文化そのものに対する県民の皆さんの関心を高めることが不可欠です。

そのためには、高い芸術性はもちろんのこと、大衆性や娯楽性といった要素も織り交ぜて施策を実施することが求められます。

今後、具体的な施策の企画・実施にあたっては、以上のような視点を十分にふまえることが必要です。

V 基本目標と施策の方向性

1 基本目標

- (1) 文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する

「みえ県民力ビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」をふまえ、県には、県民の皆さんの幸福実感を高めることを最重要目標として、文化政策を推進することが求められます。そのためには、アイデンティティや心の豊かさを育む力、あるいは高齢化等今日の社会的な課題への対応に寄与する力といった文化の持つ価値や魅力をさらに高めていく必要があります。

また、10 年先、20 年先を見据え、特に次代を担う若い世代が、文化にふれ親しむことを通じて豊かな人間性や「創造力・想像力」を養っていただくことを重視し、新たな文化の創造につながるよう次世代の育成を推進することが必要です。

(2) 郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する

環境変化の中で、これからも三重県民として誇り高く生きていくためには、改めて、自らのアイデンティティをしっかりと確認する必要があります。

文化には個人や地域におけるアイデンティティの基盤としての役割がありますが、そのためには、まず、みえの文化の持つ歴史的な特長や素晴らしさを県民の皆さんに知っていただく必要があります。

また、県外へも積極的に情報を発信し、県外の方々がみえの文化をどう感じているのかを知ることが、郷土への誇りや愛着を深めるとともに、アイデンティティの再認識にもつながります。

(3) 多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

本県は、歴史的・地理的な条件から、従来、多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより発展してきました。そして、これからも国や背景等を問わず多様な文化との交流・連携を推進することにより、新たなみえの文化を生み出していくことが求められます。

なお、新たなみえの文化を創造し、担うのは県民の皆さんであり、県には、そのための環境整備や風土づくりに取り組む役割があります。

2 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、次の5つの方向で施策を実施することが求められます。

【方向性1】人材の育成 (ねらい)

これからを担う若い世代が文化にふれ親しみ、理解を深める機会を増やすことで、10年後、20年後のみえを担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材の育成に資することをめざします。

また、若い芸術家や文化振興を担う専門人材を育成することにより、みえの文化芸術のレベルアップを図ります。

(取組方向)

次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、ファシリテーター、舞台技術者等）を育成することが求められます。

【方向性2】歴史的資産等の継承・活用

(ねらい)

今ある文化資源に光りをあて、さらに磨きをかけて次代に伝えることで、県民の皆さんが自らの地域に誇りと愛着を感じられるようにします。

(取組方向)

指定文化財をはじめ地域のさまざまな歴史的・文化的な資産や生活文化にさらに磨きをかけて継承するとともに、適切な保存を図りつつ、地域においてより活用されるようにすることが求められます。

【方向性3】新たな価値の創出

(ねらい)

ものづくりや観光に文化の側面から新たな価値を加え、経済的な活力を生み出します。

また、新たなみえの文化を創造するとともに、広域的に連携することで、みえの文化の魅力を高めます。

(取組方向)

- ・ 文化資源を活用することにより、デザイン面などの商品開発や観光地のさらなる誘客につなげることが求められます。
- ・ グローバル社会の進展もふまえ、多様な文化を受け入れ、交流し、創発する中で新たなみえの文化の創造につながるようなチャレンジを支援することが求められます。
- ・ 県立の文化施設が県内外の文化施設と展示や調査研究における連携を一層強化することが求められます。

【方向性4】情報の受発信

(ねらい)

県内外（海外を含む）にみえの文化の魅力を伝え、さらにみえを好きにな

ってもらいます。

また、日本や世界の文化にふれることで、みえの文化を見つめ直すとともに、文化に対する関心を高めてもらいます。

(取組方向)

- ・ ターゲットとコンテンツを明確にし、それぞれに相応しい手法（広報媒体）でみえの文化に係る情報を発信することが求められます。
- ・ 文化施設における企画展示などにより日本や世界の文化を紹介することを通じて、文化の持つ価値やおもしろさ、奥深さを伝えることが求められます。

【方向性5】文化の拠点機能の強化

(ねらい)

文化施設の集積を生かして、施設相互間や市町等との連携を強化する中で、「文化交流ゾーン」の成果を広く全県域に届けるとともに、より多くの人が訪れ、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場とします。

(取組方向)

「文化交流ゾーン」を構成する文化施設は、下に掲げるようなめざす姿の実現に向けて、芸術性の高い場を提供するとともに、おもしろくて、楽しい空間づくりを行うなど拠点機能を強化することに加え、事業や運営における連携を一層強化することが求められます。

また、県立の文化施設に留まらず、市町や民間の文化施設との連携を一層強化することが求められます。

<「文化交流ゾーン」のめざす姿>

- ・ 市町や地域との対話・連携を強化することを通じて、地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な施設
- ・ 観覧環境の改善や来館者満足につながる応対を行うとともに、県民の立場から企画立案することを通じて、それぞれの魅力を高め、再び来館していただけるような施設
- ・ それぞれが個々の役割を果たすとともに連携を強化することを通じて、新たな魅力を創出する施設

なお、「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方については、文化交流ゾーン検討部会報告書をふまえ、今後、市町をはじめとする関係者の意見も聴取しながら、県民の皆さんにとって最も望ましい結論が得られるよう、引き続き検討することを期待します。（検討部会報告書は参考資料5を参照）

その際、「文化交流ゾーン」という名称についても、当審議会における意

見（もう少しわかりやすい名称、もっとよい名称をつけるべきではないか）をふまえ、併せて検討することが望まれます。

3 重点施策

上記2のとおり、5つの方向で施策を実施していくことが求められますが、厳しい財政状況もふまえ、特に重点的に実施すべき施策（重点施策）を位置づけて、効率的かつ効果的に取り組んでいくことが望まれます。

なお、10年先を見据え、これからのみえを担う人材の育成により力を入れるべきこと、さらには、三重県総合博物館の開館により三重県総合文化センター周辺地域に県立文化施設が集積する機会を捉え、それらが持つ県の文化行政の拠点としての機能を一層強化することが重要であることをふまえ、当面、「【方向性1】人材の育成」と「【方向性5】文化の拠点機能の強化」を重点施策とし、それぞれ次に掲げるような取組を実施することが求められます。

【方向性1】人材の育成

- ・子どもたちへの文化芸術鑑賞・体験機会の提供
- ・日本や世界で活躍できる子どもたちを育てるための発表の場づくり
- ・アートマネジメント人材や舞台技術者等の育成研修の実施
- ・県内外の若いアーティストが交流し、活動できるフィールドづくり

など

【方向性5】文化の拠点機能の強化

- ・芸術性・専門性の高いサービスとともに、おもしろくて楽しい企画の提供
- ・見やすいキャプションプレートの設置やわかりやすい説明など観覧環境の改善
- ・利用者の立場に立った真心のこもった応対などホスピタリティの向上
- ・市町等の施設も含めた施設間の連携による多様な文化芸術にふれる機会の提供（イベントの開催時期の調整、統一テーマによる事業の実施）
- ・本県ゆかりのアーティストとの協働による展覧会の開催やワークショップなど県民参加型事業の実施
- ・各施設の役割分担による世代等を超えて楽しめる場づくり
- ・学芸員など各施設の人材の育成と専門分野を越えた交流の充実
- ・施設・設備の共同利用等による利用者の利便性・快適性の向上、管理運営の効率化・合理化
- ・文化交流ゾーン構成施設が地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な機能を発揮するとともに、施設相互間や市町等との連携を一層強化することを通じて全体としての魅力を高め、より充実した県民サービスを提供するための運営手法の検討

など

VI 方針の推進にあたって

1 具体的な取組の展開

本方針に基づく取組については、県の戦略計画や各年度の県政運営に係る指針もふまえ、それぞれ具体的な内容や目標等を定めて実施していく必要があります。

2 さまざまな主体との連携

本方針に掲げた基本目標を実現するためには、文化の担い手である県民の皆さんや文化団体をはじめ、企業、大学、行政が連携して取り組んでいく必要があります。このため、県には、各主体の自主的な取組を尊重しながら、効果的な連携を図っていくことが求められます。

また、本方針では、文化振興にあたって、生涯学習、産業、観光など幅広い政策分野との連携を視野に入れていることから、庁内関係部局とも十分に連携して取組を実施していく必要があります。

3 取組に係る評価と改善

各年度の取組については、県の現行のシステムを活用して評価を行い、翌年度に向けた改善策を検討するとともに、その結果は、毎年度、県民の皆さんに公表することが必要です。

また、専門的な視点から評価をいただくとともに、方針の具現化に向けた助言を得るため、有識者による会議を開催していくことが望まれます。

(参考資料1) 審議の経過

1 委員名簿

氏 名	役 職	備 考
あきよし くみこ 秋吉 久美子	女優	
あさだ まさし 浅田 政志	写真家	文化交流ゾーン検討部会
いながき ひろし 稲垣 博司	エイベックス・エンタテインメント(株) 顧問	
かわかみ かんじ 河上 敢二	熊野市長	文化交流ゾーン検討部会
きしかわ まさゆき 岸川 政之	多気町まちの宝創造特命監	
こばやし まり 小林 真理	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	
たむら たかこ 田村 孝子	文化ジャーナリスト (公社) 全国公立文化施設協会副会長	
ちくさ きよみ 千種 清美	文筆家、皇學館大学非常勤講師	文化交流ゾーン検討部会
とよだ ながやす 豊田 長康	鈴鹿医療科学大学学長	【副会長】、文化交流ゾーン 検討部会(部会長)
なかむら ただあき 中村 忠明	(公財) 伊賀市文化都市協会理事長	文化交流ゾーン検討部会
はやみ とおる 速水 亨	速水林業代表	【会長】
もり きみこ 森 公子	津市立藤水小学校校長	
やました はるこ 山下 治子	(株) アム・プロモーション 「ミュゼ」編集長	文化交流ゾーン検討部会
よしだ よしゆき 吉田 悦之	本居宣長記念館館長	
よしもと みつひろ 吉本 光宏	(株) ニッセイ基礎研究所 社会研究部 主席研究員・芸術文化プロジェクト室長	

2 会議の経過

(1) 審議会

- 第1回 平成25年7月24日(水) 三重県総合文化センター大会議室
＜内容＞
・会長・副会長の選任
・諮問
・新しい文化振興方針(仮称)の基本的な枠組みについて
・部会の設置について
・検討の進め方について
・現状認識と今後の施策の方向性(総論)について
- 第2回 平成25年11月6日(水) 六華苑 和館一の間
＜内容＞
・「新しいみえの文化振興方針(仮称)」骨子(たたき台)について
・施策の具体的な展開のあり方について
- 第3回 平成26年2月11日(祝・火) 高田会館ホール
＜内容＞
・今後のスケジュールについて
・文化交流ゾーン検討部会の検討結果について
・「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案について
- 第4回 平成26年8月5日(火) 三重県総合博物館レクチャールーム
＜内容＞
・「新しいみえの文化振興方針(仮称)」答申案について

(2) 文化交流ゾーン検討部会

- 第1回 平成25年8月23日(金) 三重県勤労者福祉会館第2会議室
＜内容＞
・文化交流ゾーンのめざす姿
・文化交流ゾーンのミッション
・文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策
・文化交流ゾーンの魅力を高めるために留意する事項
- 第2回 平成25年10月25日(金) 三重県勤労者福祉会館第2会議室
＜内容＞
・第1回部会をふまえた文化交流ゾーンの「めざす姿」等の確認
・文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方
・文化交流ゾーンを構成する施設の具体的な連携方策
- 第3回 平成26年1月22日(水) 三重県総合博物館レクチャールーム
＜内容＞
・部会報告書案

(参考資料2) 諮問文 (写)



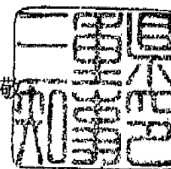
環生第 12-120 号

三重県文化審議会

「新しいみえの文化振興方針（仮称）」の策定について、三重県文化審議会設置条例（昭和46年7月27日三重県条例第33号）第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成25年7月24日

三重県知事 鈴木英敬



（諮問理由）

本年は、日本の精神文化の源流ともいえる伊勢神宮の62回目の式年遷宮の年にあたります。

西洋の文化が、一神教を背景としており、自然は畏敬の対象ではなく人間が支配すべきものであるという考え方に基づくのに対し、われわれ日本人は、古くから、天地万物に神が宿るという精神世界に暮らしており、いわば、自然といかに「共生」していくかを意識してきました。イギリスの歴史学者であるトインビーも、このような自然と調和して生きることを重視する日本の精神文化を高く評価しています。

なぜ、式年遷宮が行われるのかについては、さまざまな説がありますが、宗教学者の山折哲雄さんは、その背景として、森林が国土の大半を占めるという風土から、日本は木造建築が中心であり、それゆえ永久建築という考えはなく、滅びるものは滅びさせ、新しいものをつくるという思想があることを指摘しています。

そして、この式年遷宮の精神は、常に若々しく、瑞々しいことを意味する「常若（とこわか）」という言葉にもよく表れています。

われわれ日本人は、太古の昔から、「変わらない精神を持ちながら、新しく生まれ変わることに大きな意味を見だし、その力を信じてきたのではないのでしょうか。

さらに、時代は下りますが、本県が生んだ俳聖松尾芭蕉は、俳諧の本質をとらえるための理念として「不易流行」という考え方を提起しました。「不易」は時代を超えて不変のもの、「流行」はその時々に応じて変化してゆくものを意味しますが、両者は本質的に対立するものではなく、真に「流行」を得れば、おのずから「不易」を生じ、また真に「不易」に徹すれば、そのまま「流行」を生ずるという考え方であり、日本の精神文化の本質に通ずるものがあると思います。

いま、時代は巡り、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

ほんの20年前には想像もできなかったのですが、いまや世界の人びとは、5インチ足らずの小さな液晶画面を通じて、見えない線でお互いにつながっています。

情報通信手段の急速な進歩と爆発的な普及により、誰でも、瞬時に、そしてより手軽に、国境を越えた世界との交流が可能となりました。私たちは、手のひらに収まる情報端末を使い、世界でいま起こっている出来事を知り、最新の芸術や音楽、ファッションなど文化に関する情報を手にして楽しむことができます。

また、このような情報通信手段の多様化や情報のグローバル化は、地域文化にも大きな影響を与えつつあります。

私たちは、単なる文化の「消費者」ではなく、「創造者」にもなり得るのです。

誰かが発信した文化が多くの人びとの共感を呼び、それぞれの思い（物語）が連鎖して、また、新しい文化が創られていく。

その一方で、ファストフードやファストファッション等の店舗の立地により同じような都市景観が出現するなど文化の画一化が進むとともに、少子高齢化や過疎化の影響により文化の担い手が不足し、独自性を持っていた地域文化の衰退が懸念されています。

私たちは、いま、そのような新しい流れの中にありますが、この流れは、これからも一層加速していくのではないのでしょうか。

しかし、このような変化の中にあっても、私たち一人ひとりの拠って立つべき所は、ふるさと三重であり、その多様性に富んだ文化です。私たちのふるさと三重の「ええとこ、ええもの」は、膨大な情報の宇宙の中でも埋もれることなく、輝き続けてほしいと思います。

県民の皆さんの心の豊かさを育み、幸福実感を高めていくため、これからの10年、変わりゆくものと変わらないものをしっかりと見据えながら、本県の文化行政はどうあるべきかを改めて検討し、新たな考え方を整理する必要があると考えています。

このたび三重県文化審議会の開催にあたり、本県における新たな文化振興施策の道筋をお示しいただきたく、貴審議会の意見を求めるものです。

(参考資料3)「三重の文化振興方針」の成果と課題

(1) 広げる・高める(人と人、活動の交流の中で、文化を広げ高める)

(成果)

- ・ 県民が多様な文化芸術にふれ親しみ、また優れた成果を発表する場を提供
- ・ 文化団体活動への助成や文化に関する顕彰などを実施
- ・ 県立文化施設が「文化と知的探求の拠点」としての機能を高め、公演や展覧会等を通じて、高い芸術性や本物の文化にふれる機会を提供
- ・ 所蔵する資産等を広く活用し、移動展示などのアウトリーチ活動にも注力

(課題)

- ・ 県民、特に次代を担う子どもたちが多様な文化にふれ親しむ機会を一層提供することにより、創造力やコミュニケーション能力のある人材を育成する必要がある
- ・ 「みえ文化芸術祭」については一層の認知度向上が必要である
- ・ 文化活動助成や顕彰については県民への一体的なメッセージが必要である

(2) 守る・伝える(地域の自然と歴史・文化遺産、生活文化を保存、継承する)

(成果)

- ・ 国史跡斎宮跡の調査等を通じて、地域の歴史学習を支援
- ・ 調査・研究の成果をふまえて、斎宮跡東部地区の整備に着手
- ・ 県史編さん事業については、29巻35冊の内21巻27冊を刊行
- ・ 歴史的・文化的に価値の高い公文書を収集・選別し、保存

(課題)

- ・ 斎宮跡は全国でも例のない史跡であり、調査の継続・発展が必要である
- ・ 東部地区整備は、保存・継承だけでなく、観光振興・地域の活性化にもつなげるため、積極的な広報と、地域と連携した活用策の検討が必要である
- ・ 県史編さんは、執筆依頼や資料の整理等を的確に行いながら、未刊行の巻について、進捗度の高い巻の編さんを集中的に進める必要がある

(3) つながる・発信する(日本の他地域や世界とつながる)

(成果)

- ・ 子どもたちを対象に、県の施設や文化団体と連携して文化体験事業を実施し、受け入れた学校側からも高い評価
- ・ 三重大学と連携して県内の歴史文献データを収集
- ・ 県立博物館、教育委員会と連携して古文書調査人材を育成
- ・ 地域の歴史資料の散逸防止等を支援するため、市町とのネットワークを構築
- ・ 三重の文化情報を総合的に発信し、ホームページのアクセス数が大きく増加

- ・ 斎宮歴史博物館では、各種展覧会に加え県内外での広報活動を実施
- ・ 日本まんなか共和国等他府県との広域連携の中で、文化分野の連携・交流を促進（「奈良県立万葉文化館、島根県立古代出雲歴史博物館、斎宮歴史博物館の文化交流協定」の締結（平成25（2013）年3月）
- ・ 「俳句のくに・三重」を県内外に広く発信するため、全国俳句募集を実施（課題）
- ・ 文化ボランティアの育成、ニーズ把握等、学校との情報伝達を適切に行う仕組みづくりが必要である
- ・ 情報コンテンツの整備とともにインターネットを活用することにより、三重の多様な文化の魅力を効果的に発信する仕組みをさらに充実させる必要がある
- ・ 従来からの取組を継続しているもののねらいが不明確になっている事業について検証を行い、抜本的に見直す必要がある

（４） 創造する・生かす（未来に向けて、今を生きる私たちの文化を創造し、くらしやまちづくりに生かす）

（成果）

- ・ 県の施設や文化団体、教育委員会と連携して、小中学校での文化体験事業を実施し、学校・保護者からも高い評価
- ・ 伝統芸能やオペラなどの公演と事前の学習講座、県立図書館の関連書籍等の紹介を組み合わせ、県民の関心をより高める取組の定着
- ・ 斎宮歴史博物館では、地元小学校への出前講座や外部への講師派遣のほか、関係団体との協働による地域交流イベントを実施
- ・ 歴史街道やまちかど博物館等、地域の文化資源を生かしたまちづくりを支援
- ・ 県民文化祭に「新分野展示」部門を創設（平成19（2007）年～平成21（2009）年）
- ・ 自殺防止対策の啓発事業と文化会館事業のタイアップ
- ・ 全国俳句募集事業にあたり三重ブランド等の食材生産者等が協賛
- ・ 県内の歴史街道散策マップ情報を観光局に提供

（課題）

- ・ 新たな文化の創造・発展につながる取組や施策をつなぐ取組はあるものの、全体としての成果が見えにくいことから、それぞれの取組を連携させ、効果的に実施することにより、新たなみえの文化の創造につなげる必要がある
- ・ 施策の連携は事業担当者ベースで、かつ経験を蓄積しているレベルにとどまり、全体としては脆弱であるため、相乗効果を発揮できるよう一層連携を強化する必要がある
- ・ 施設・文化団体だけでなく市町、学校、業界団体等幅広い関係者との関係を

構築する必要がある

- ・ 各部が所管する施策との連携を進めるとともに、その成果を共有できる仕組みが必要である

(5) 支える（文化振興の取組を支える）

(成果)

- ・ 三重県総合文化センターは、指定管理者制度の導入による効率的・効果的な施設運営、質の高い事業展開が行われ、施設稼働率、顧客満足度で全国屈指の水準を維持
- ・ 三重県文化会館では、県民のニーズに応えた公演など幅広い取組を、三重県生涯学習センターでは、多様化・高度化する県民ニーズに応えた学習機会の提供を、県立図書館では、新しい改革計画「明日の県立図書館」の取組を、県立美術館では美術に対する県民の関心をより高める多彩な企画展示を実施
- ・ 「源氏物語」などの共通テーマの下で各拠点の専門性を生かす展示・体験事業を、民間の有識者等と連携して実施
- ・ 各施設の機能充実と相互の連携を図るため、施設連絡会議を継続的に開催
- ・ 文化団体等の活動を活発にしていくための情報共有の仕組みづくりを支援
- ・ 施設、設備の機能を保ち安全に利用できるよう、所要の修繕を適切に行うとともに、経年劣化による故障や事故を予防するための改修を実施

(課題)

- ・ 県立の各文化施設が中核的な拠点としての機能を一層強化する必要がある
- ・ 施設間の情報共有は進んだものの、連携の取組は広がっていないことから、連携を一層推進する必要がある
- ・ 県立図書館は、より多くの県民の学習活動を支援するため、市町等と連携し、引き続き、県全体の図書館サービスの向上をめざす必要がある
- ・ 文化団体等の活性化のため、関係者相互の情報共有が適切になされるよう、側面から支援していく必要がある
- ・ 老朽化に対応するため、三重県総合文化センター以外の施設についても長期的な維持管理計画が必要である
- ・ 文化振興基金の残高が少なくなっており、抜本的な対策が必要である

(参考資料4)「文化交流ゾーン」のめざす姿等と施設の運営手法のあり方
(文化交流ゾーン検討部会報告書をふまえた県方針中間案における整理)

県では、平成26(2014)年4月の三重県総合博物館の開館を機に、県立美術館を含む三重県総合文化センター周辺地域を「文化交流ゾーン」と捉え、全体としての魅力を高めることで、より多くの人々が訪れ、さまざまな文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することをめざしている。

そのような目標に向けて、三重県文化審議会(文化交流ゾーン検討部会)における調査・審議をふまえ、県立文化施設の集積とその活用という視点から、「文化交流ゾーン」のめざす姿等や施設の運営手法のあり方を次のとおり整理する。

1 「文化交流ゾーン」のミッション(理念、使命)

「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となること。

2 「文化交流ゾーン」のめざす姿

上記のミッションをふまえ、各施設がめざす姿を次のとおりとする。

- ・ 市町や地域との対話・連携を強化することを通じて、地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引する中核的な施設
- ・ 観覧環境の改善や来館者満足につながる対応を行うとともに、県民の立場から企画立案することを通じて、それぞれの魅力を高め、再び来館していただけるような施設
- ・ それぞれが個々の役割を果たすとともに連携を強化することを通じて、新たな魅力を創出する施設

3 「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営手法のあり方

三重県文化審議会における検討結果をふまえ、「文化交流ゾーン」を構成する施設の運営に係る3つの基本的な考え方および運営手法のあり方をそれぞれ次のとおりとする。

(1) 3つの基本的な考え方

- ① 県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- ② 経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かせるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- ③ 学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること

(2) 運営手法のあり方

上記の3つの基本的な考え方や現行制度上の制約等を総合的に勘案し、次の運営手法を念頭に引き続き検討を進めていくこととする。

【指定管理＋地方独立行政法人(＋直営)】

現在指定管理者制度を導入している三重県総合文化センター(県立図書館を除く)には引き続き指定管理者制度を導入し、三重県総合博物館および県立美術館は地方独立行政法人化する。

なお、県立図書館については、県直営にする場合と、総合文化センターとともに指定管理の対象にする場合の2つのパターンが考えられる。

また、一体的な運営を実現するため、「(仮)経営会議」を設置する。

なお、今後の検討にあたっては次の点に留意する。

- ・ 「(仮)経営会議」については、収益性と公益性のバランスを考慮しつつ、個々の施設の機能を強化し、集積の効果を引き出すためには総合的なマネジメントが必要であるとの認識のもと、その役割等詳細な制度設計を行うとともに、地方独立行政法人化に関連する国の動向等をふまえ、具体的に検討する。
- ・ 市町の施設等との連携協力の観点から、市町の意見を十分に聴取するとともに、学校教育や社会教育と関係が深いことから、関係者の意見を十分に聴取して検討する。

なお、「文化交流ゾーン」という名称については、三重県文化審議会における意見(もう少しわかりやすい名称、もっとよい名称をつけるべきではないか)もふまえ、最終案の取りまとめに向けて、引き続き検討する。